

排気量を改造した場合の記載方法

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日
(宛 先) 名古屋市中区税務事務所

次のとおり申告(報告)及び申請します。

新 規	変 更	種 別	記入不要
☐ 購入 ☐ 譲受け ☐ 転入 ☐ その他	☐ 所有者・住所 ☒ 使用者・排気量 ☐ 標識番号 ☐ その他	原動機付自転車 ☐ 第一種特定原付(0.6kW以下) ☐ 第一種一般(0.051又は0.6kW以下) ☐ 第二種乙(0.091又は0.8kW以下) ☒ 第二種甲(0.125L又は1.0kW以下) ☐ ミニカー(0.051又は0.6kW以下)	※標識番号[色] 納税義務発生(変更)年月日 旧標識番号[色]

住所又は所在地 中區正木三丁目5番33号

(フリガナ) 氏名又は名称 八丸 海老子

生年月日 明・大・昭・平・令 12 年 6 月 21 日 電話番号 052-◆◆◆-◆◆◆◆

住所又は所在地 中區正木三丁目5番33号

(フリガナ) 氏名又は名称 八丸 海老子 (電話番号 052-◆◆◆-◆◆◆◆)

以下に該当する場合は□に印を付け、必要事項を記入してください。

☒ 改造した場合

私は、次の理由(□ 前所有者と連絡が取れない □ 拾得物である □ オークションで購入した □ その他)により販売・譲渡証明書を出発することができません。なお、このことについては事実と相違ありません。

→ 私は、当該車両について公道走行対応の整備を備えた改造を次のように行いました。なお、このことについては事実と相違ありません。

☒ 総排気量(定格出力)変更 車輪数(2)輪の原動機付自転車の原動機を変更等したことにより、総排気量が(0.049)Lから(0.124)Lへ変更。

☐ 原動機付自転車からミニカーへ改造 車室の有無(有・無) 輪距50cm超(有・無) 車輪数()輪

☐ その他(具体的に記入してください。)

☐ 登録する車両がミニカーの場合 → 車輪数()輪 車室の有無(有・無) 輪距50cm超(有・無)

☐ 型式認定を受けていない車両の場合 → 私は、当該車両について公道走行対応の整備を備えていることを次のとおり確認しました。なお、このことについては事実と相違ありません。(前照灯、方向指示器、後方鏡、乗車装置、尾灯及び速度計を始めとした国土交通省令に規定されている整備を全て有していること。)

④ 種別

改造後の車両の種別を選択してください。

電動(定格出力)については、以下のとおりです。

0.6 Kw以下 → 第一種
0.6 Kw超0.8 Kw以下 → 第二種乙
0.8 Kw超1.0 Kw以下 → 第二種甲

⑤ 納税義務発生(変更年月日)

改造を行い排気量を変更した日付を記入してください。

⑦ 旧標識番号

登録していた標識番号を記入し、標識番号の色を選択してください。

⑧ 車名・車台番号・総排気量又は定格出力

旧標識番号の交付を受けた際に登録した情報を記入してください。

⑧ 備考欄

「改造した場合」をチェックしてください。

次に、「総排気量(定格出力)変更」にチェックをし、「車輪数」、「変更前の排気量」、「変更後の排気量」を記入してください。

排気量を 0.049 L (白) から 0.124 (桃) へ改造した場合

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書

(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

(宛 先) 名古屋市中区税務事務所

次のとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由		種 別		記入不要	
新 規	変 更	原動機付自転車	小型特殊自動車	※標識番号[色]	令和 5 年 3 月 8 日
☐ 購入 ☐ 譲受け ☐ 転入 ☐ その他	☐ 所有者・住所 ☒ 使用者・排気量 ☐ 標識番号 ☐ その他	☐ 第一種特定原付(0.6kW以下) ☐ 第一種一般(0.051又は0.6kW以下) ☐ 第二種乙(0.091又は0.8kW以下) ☒ 第二種甲(0.125L又は1.0kW以下) ☐ ミニカー(0.051又は0.6kW以下)	☐ 農耕作業用 ☐ フォークリフト ☒ その他() ☒ 二輪 ☐ 三輪 ☐ 四輪以上	納税義務発生(変更)年月日 旧標識番号[色]	お 7 5 8 4 (白) (桃) (青) (緑) (特)

住所又は所在地 中區正木三丁目5番33号

(フリガナ) 氏名又は名称 八丸 海老子

生年月日 明・大・昭・平・令 12 年 6 月 21 日 電話番号 052-◆◆◆-◆◆◆◆

住所又は所在地 中區正木三丁目5番33号

(フリガナ) 氏名又は名称 八丸 海老子 (電話番号 052-◆◆◆-◆◆◆◆)

以下に該当する場合は□に印を付け、必要事項を記入してください。

☒ 改造した場合

私は、次の理由(□ 前所有者と連絡が取れない □ 拾得物である □ オークションで購入した □ その他)により販売・譲渡証明書を出発することができません。なお、このことについては事実と相違ありません。

→ 私は、当該車両について公道走行対応の整備を備えた改造を次のように行いました。なお、このことについては事実と相違ありません。

☒ 総排気量(定格出力)変更 車輪数(2)輪の原動機付自転車の原動機を変更等したことにより、総排気量が(0.049)Lから(0.124)Lへ変更。

☐ 原動機付自転車からミニカーへ改造 車室の有無(有・無) 輪距50cm超(有・無) 車輪数()輪

☐ その他(具体的に記入してください。)

☐ 登録する車両がミニカーの場合 → 車輪数()輪 車室の有無(有・無) 輪距50cm超(有・無)

☐ 型式認定を受けていない車両の場合 → 私は、当該車両について公道走行対応の整備を備えていることを次のとおり確認しました。なお、このことについては事実と相違ありません。(前照灯、方向指示器、後方鏡、乗車装置、尾灯及び速度計を始めとした国土交通省令に規定されている整備を全て有していること。)

第二十三号の五様式(第十六条関係)

(注) 記載のしかたは裏面をご確認ください。